

青森県立保健大学 授業料減免制度

制度の概要

入学金・授業料の免除または減額（授業料等減免）できるもので、次の2種類の制度があります。学力基準・家計基準を満たす場合、いずれかの制度に申請することができます。

1 修学支援制度

日本学生支援機構の給付型奨学金と授業料等減免をセットにした制度です。世帯収入に応じて、第1区分～第4区分のいずれかに該当した場合、下表のとおり、奨学金の額・減免等の額が決定します。ただし、第4区分は子どもが3人以上の世帯に限ります。

どのくらいの収入の世帯が対象となるか、どのくらいの給付型奨学金が受けられるのかは、日本学生支援機構（JASSO）ホームページでシミュレーションすることができます。



2 青森県立保健大学独自減免制度

本学独自の減免制度です。給付型奨学金の受給資格がない方（給付型奨学金を休・停止中の学生含む）が利用できます。申請資格として、給付型奨学金以外の何らかの奨学金（例：貸与型奨学金、自治体・企業の奨学金など）を受給する必要があります。支援金額は修学支援制度と同じですが、修学支援制度と異なり、子どもの人数は関係ありません。

支援金額（青森県立保健大学の場合）

支援区分	給付型奨学金の支給額（月額）	入学料減免額（注2）	授業料減免額（半年分）
第1区分[全額] (住民税非課税世帯)	自宅通学者 29,200円	県内者 225,600円	267,900円
	自宅外通学者 66,700円	県内者以外 282,000円	
第2区分[3分の2]	自宅通学者 19,500円	県内者 150,400円	178,600円
	自宅外通学者 44,500円	県内者以外 188,000円	
第3区分[3分の1]	自宅通学者 9,800円	県内者 75,200円	89,300円
	自宅外通学者 22,300円	県内者以外 94,000円	
第4区分[4分の1] (注1) (多子世帯)	自宅通学者 7,300円	県内者 56,400円	67,000円
	自宅外通学者 16,700円	県内者以外 70,500円	

(注1) 独自減免制度では、多子世帯でなくても該当する場合があります。

(注2) 入学料は、支援区分決定後、減免額を還付します。

(注3) 学力・家計基準に基づき、期中に支援区分の見直しを実施されます。

手続きフロー（詳細は都度、学内掲示等で案内します）

授業料減免は、次の①～③のうち、該当するいずれかの方法で申請します。

- ① 予約採用者（1年前期のみ）
予約採用 授業料等
高校在学時に給付型奨学金の採用候補者になった方は、大学進学後、進学届を提出し、インターネットから給付型奨学金の申込みをします。あわせて、**修学支援制度**の申請を大学にします。
- ② 在学採用者
在学採用 授業料等
大学進学後に給付型奨学金を申請する方は、給付型奨学金の申込みと**修学支援制度**の申請を大学にします。
- ③ ①、②に該当しない者（給付型奨学金を休・停止中の学生含む）
授業料等
独自減免制度の申請を大学にします。毎期（前期・後期）の申請が必要です。

※①、②で**修学支援制度**の利用者として決定（給付型奨学金の受給が決定）した者は、毎期（前期・後期）、継続願を提出することで、原則として最長4年、修学支援制度を利用することができます。

給付型奨学金・授業料減免の申請の流れ

